

児童扶養手当を支給、ひとり親家庭等医療費を助成します

☎ 児童課子育て福祉室 (☎75-8939) または各支所地域振興課地域福祉室



児童扶養手当

次のいずれかに当てはまる児童を育てている父母、または父母に代わって養育している人に手当を支給します。

- 〔対象となる児童〕
 - ・父母が離婚した児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母に一定の障害がある児童 など
- ※年齢要件や所得制限など、詳しい支給要件は市ホームページをご覧ください

支給月額

対象児童数	手当額
1人	48,050円～11,340円
2人以上	児童1人増すごとに11,350円～5,680円を加算した額

ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭の父や母、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいのある児童は20歳未満)などの医療費の一部を助成します。助成要件は、児童扶養手当と同じです。

現況届・更新申請書の提出はお早めに

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、8月中に「児童扶養手当現況届」「更新申請書」を提出してください。対象者には7月下旬に案内を送ります。

自衛官を募集します

☎ 自衛隊新潟地方協力本部新発田地域事務所 (☎0254-26-5619)

募集種目	資格	試験日	受付期間
航空学生	18歳以上24歳未満の人(高卒(見込含む)または高専3年次修了者(見込含む))	1次: 9月19日(土)または26日(土) 2次: 10月15日(木)～22日(木) 3次(海): 11月20日(金)～12月16日(水) (空): 11月14日(土)～12月17日(木)	7月1日(水)～ 8月28日(金)
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の人(32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人)	1次: 9月16日(水)～27日(日) 2次: 10月17日(土)～11月1日(日)	7月1日(水)～ 9月1日(火)
2士陸・海・空士(任期制自衛官)		受験時または自衛隊新潟地方協力本部ホームページで、お知らせします。	年間を通じて受け付けています。
防衛大学校学生(一般)	・18歳以上21歳未満の人(自衛官は23歳未満) ・高卒者(見込含む)または高専3年次修了者(見込含む)	1次: 10月31日(土) 2次: 11月27日(金)～12月2日(水)	7月1日(水)～ 10月15日(木)
防衛医科大学校医学科学生	・18歳以上21歳未満の人	1次: 10月24日(土) 2次: 12月16日(水)～18日(金)	7月1日(水)～ 10月8日(木)
防衛医科大学校看護学科学生(自衛官候補看護学生)	・高卒者(見込含む)または高専3年次修了者(見込含む)	1次: 10月17日(土) 2次: 12月5日(土)・6日(日)	7月1日(水)～ 10月2日(金)

農林水産省「第1回農作業安全表彰農産局長賞」受賞「農作業事故ゼロプロジェクト」

☎ 環境課環境政策室 (☎75-8933)

村上桜ヶ丘高校の生徒が取り組んでいる「農作業事故ゼロプロジェクト」の一環として、今年も夏場の熱中症パトロールを実施します。

期間: 7月下旬～8月中旬実施予定

取組内容: ①見回り時に農作業中の人へ声かけ

②アイススラリーの配布

③アンケート(聞き取り)実施

④トラクターのシートベルト着用促進

生徒が見回りに来られた際は、ご協力をお願いします。



不法投棄・野外焼却は法律で禁止されています

☎ 環境課生活環境室 (☎75-8932)



不法投棄とは

ゴミや廃棄物を許可されていない場所に捨てることは「不法投棄」にあたり、法律で禁止されています。自分が所有する土地への廃棄も不法投棄にあたります。また、これから埋めようとしている「未遂」の状態でも処罰の対象になります。

野外焼却とは

畑や庭先でゴミなどを焼却する「野焼き」は、法律で禁止されています。人体に有害なダイオキシン類の排出や悪臭公害などの原因となりますので、枯れ枝や草などは堆肥などとして活用するか、燃やすごみとして処理してください。

罰則について

不法投棄・野外焼却をした場合、法律の規定により5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはこれが併科されます。また、法人の場合は3億円以下の罰金が科されます。

不法投棄をされたときは

所有している土地に廃棄物が不法投棄されて、捨てた人を特定できない場合、土地の所有者が処分しなければなりません。土地の除草や、看板を設置するなど、不法投棄をされないように土地の管理に十分注意してください。



介護保険負担限度額認定の申請、忘れずに

☎ 介護高齢課介護保険室 (☎75-8936) または各支所地域振興課地域福祉室



介護保険サービスを利用している市民税非課税世帯で預貯金などの金額が基準額以下の人を対象に、施設などを利用する際の費用負担を軽減する制度があります。

■軽減の対象となる費用

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など)サービスまたはショートステイ利用時の食費と居住費(滞在費)
※デイサービスやその他サービスを利用した時の費用は対象外です
※軽減額は対象者の収入や利用施設の居室により異なります

■申請の手続き

介護保険被保険者証、預貯金通帳などの申請日直近2カ月以内の残高が確認できる書類(配偶者がいる人は配偶者名義の書類も必要)、マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

■認定証の更新手続き

有効期限が7月31日と記載のある認定証が交付されている人で、8月以降引き続き軽減を受ける場合は、更新の手続きが必要です。6月中旬に更新申請の案内を送付していますので、忘れずに申請してください。8月から使える新しい認定証は7月下旬に送付します。
※介護保険施設に入所している人には、直接施設に送付する場合があります

7月の各種相談 ※日程は祝日を除く

県弁護士会法律相談(要予約)

時 火曜日午前10時15分～午後0時45分

☎ 新潟県弁護士会 (☎025-222-5533)

☎ 福祉課総合相談室 (☎75-8941)

県弁護士会交通事故相談(要予約)

時 火曜日午後1時45分～4時15分

☎ 新潟県弁護士会 (☎025-222-5533)

出張年金相談(要予約)

時 8日(水)・22日(水)午前10時～午後3時

☎ 新発田年金事務所 (☎0254-23-2128)

心配ごと相談の日程については、社協むらかみ(偶数月発行)をご覧ください。お問い合わせください。

☎ 社会福祉協議会生活支援課 (☎62-7756)